第１章　計画の策定にあたって

（１）計画策定の趣旨

わが国においては、第２次ベビーブーム以降ほぼ一貫して少子化が急速に進行しています。その主たる要因とされてきた「晩婚化・未婚化」に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、少子化は今後も一層進行することが予想されます。

急速な少子化の進行は、わが国の社会全体に大きな影響を与えるため、少子化の流れを変えるべく、厚生労働省では「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を推進することとしました。さらにこれを踏まえ、政府において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が取りまとめられ、「政府・地方公共団体・企業等が一体となって、『国の基本政策』として次世代育成支援を進める」こととされました。

さらにこれを具体化するため、平成15年７月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定され、地方公共団体は、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画を策定し、公表しなければならないこととされました。

本市でもこれを受けて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会となるよう、総合的かつ具体的な行動計画を策定します。

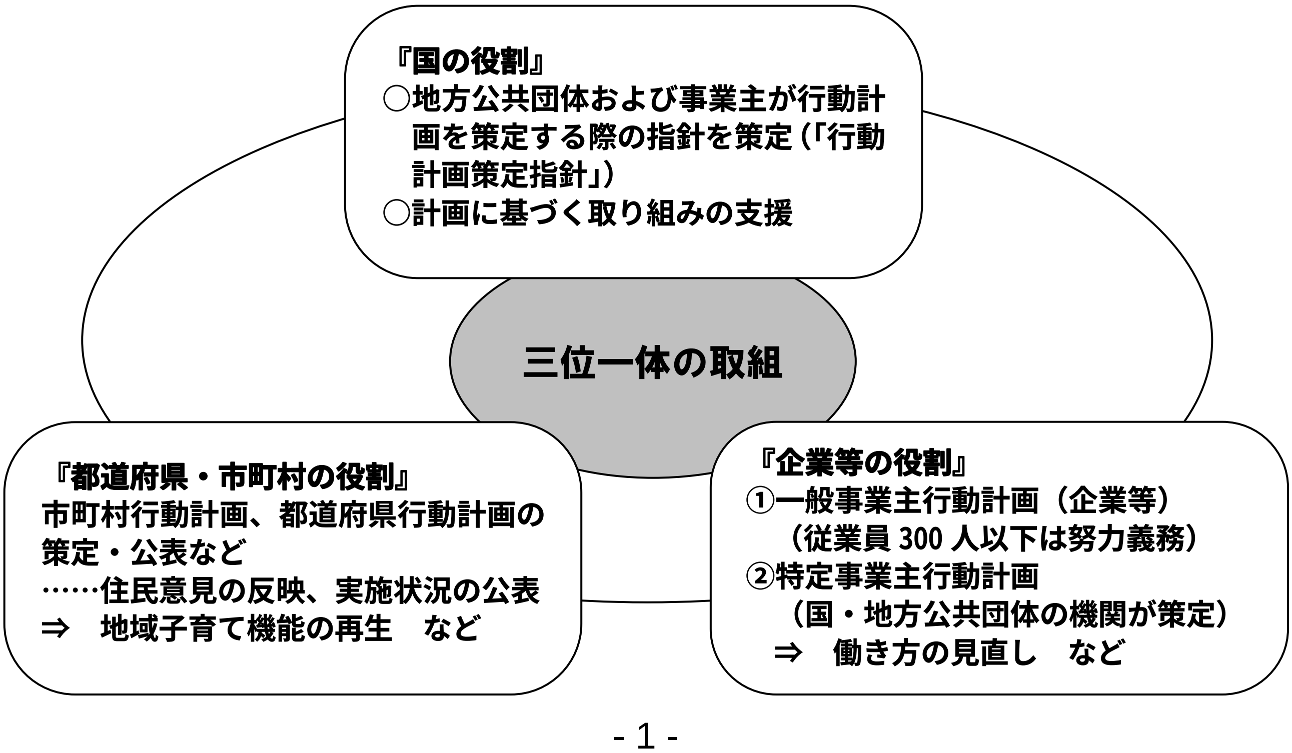

（２）計画の性格・期間・見直し

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、四日市市が行う次世代育成支援のための目標を定める行動計画です。平成17年度を初年度とし、平成21年度までの５年間を前期、平成22年度から平成26年度までの５年間を後期とする、２期10年間の計画期間のうちの前期計画にあたるものです。

平成10年から平成22年までの本市の施策の総合的な推進を図る指針として「四日市市総合計画」があり、さらに平成16年度から平成18年度までの３ヵ年の実施計画として「四日市市行政経営戦略プラン」を定めています。この行動計画は、「四日市市総合計画」を上位計画とし、「四日市市行政経営戦略プラン」と連動しながら、本市における従来の少子化対策を見直すとともに、本市がとるべき次世代育成支援の視点について、具体的な実施計画を掲げるものです。また、同様に「四日市市総合計画」を上位計画とし、少子化対策に関して重点的に推進する施策の方向をまとめた「四日市市少子化対策の基本的な考え方（少子化ビジョン）」の具現化の一環として策定された「四日市市エンゼルプラン」が平成 17 年度末で最終期限となるため、この行動計画で見直しと引継ぎを行います。他にも、次世代育成支援に関わる施策を総合的に進めるため、母子保健計画や関連するその他の既存計画との整合を図りながら策定しています。

また、行動計画の推進にあたっては、年度ごとに実施状況を把握・点検・公表することとし、前期計画に係る必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で、それを反映した後期計画を策定することとします。

●関連する計画・計画期間

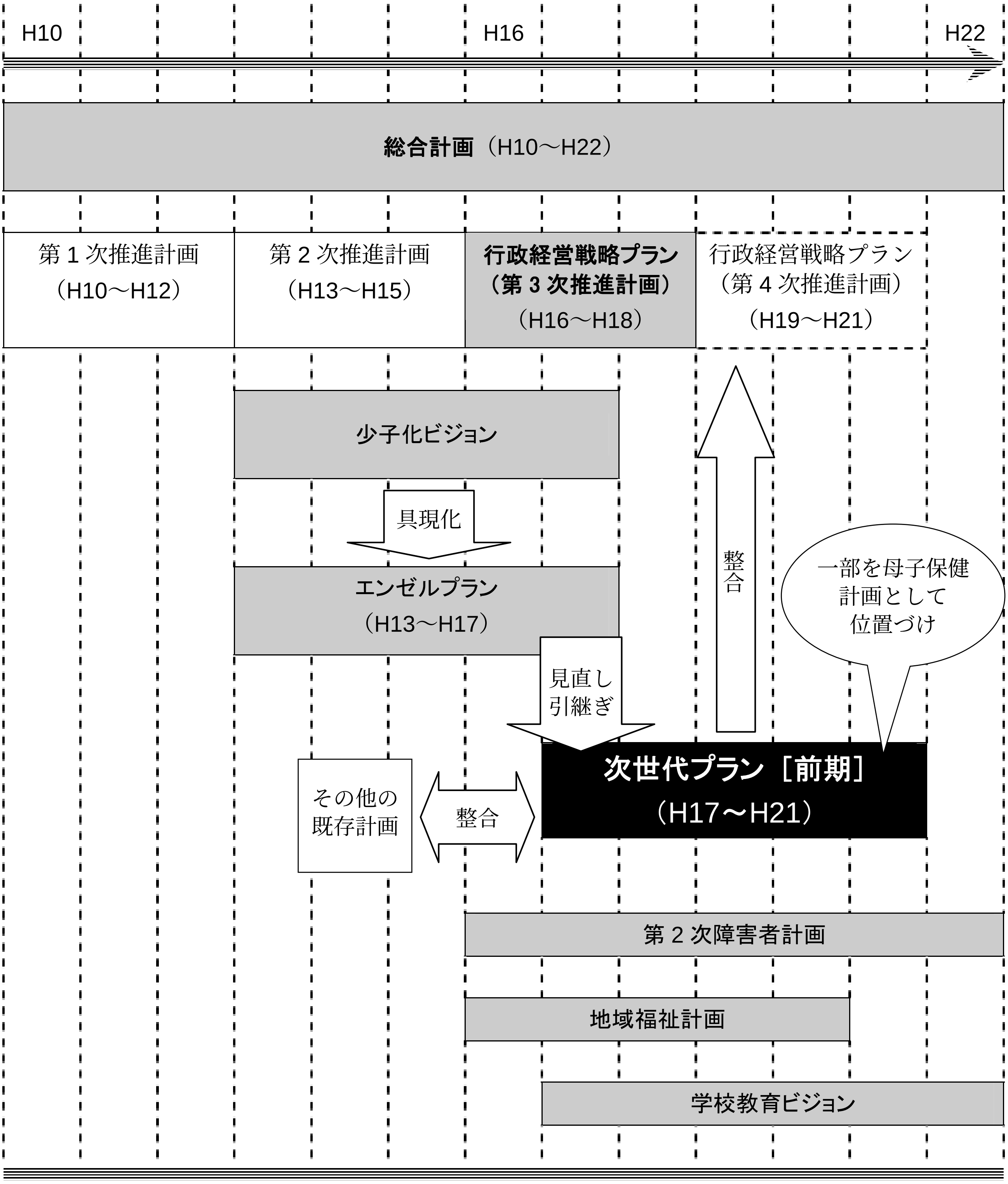

H10
H16
H22
総合計画（H10～H22）
第１次推進計画
（H10～H12）
第２次推進計画
（H13～H15）
行政経営戦略プラン
（第３次推進計画）
（H16～H18）
行政経営戦略プラン
（第４次推進計画）
（H19～H21）
少子化ビジョン
具現化
エンゼルプラン
（H13～H17）
整合
一部を母子保健
計画として
位置づけ
見直し
引継ぎ
その他の
既存計画
整合
次世代プラン［前期］
（H17～H21）
第２次障害者計画
地域福祉計画
学校教育ビジョン

（３）計画策定にあたっての主な留意点

この計画は、従来からの保育を中心とする育児に対する支援のみならず、地域における子育て支援をはじめ、母子保健、教育環境、生活環境、安全の確保などの多岐にわたる分野についての総合的な計画とする必要があります。また、可能な限り定量的な目標を掲げ、具体的な計画とすることも求められています。そのため庁内体制として、助役を本部長とする「行動計画推進本部」を設置し、全庁的な取り組みにより、計画の策定から推進までを総合的かつ効果的に行うこととしています。

また、市民ニーズを反映した行動計画とするため、ニーズ調査を実施し、目標値を定める際の基礎資料としています。さらに、学識経験者・関係団体からの選出委員・公募委員によって構成される「四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会」を設置し、その意見を取り入れながら行動計画を取りまとめました。

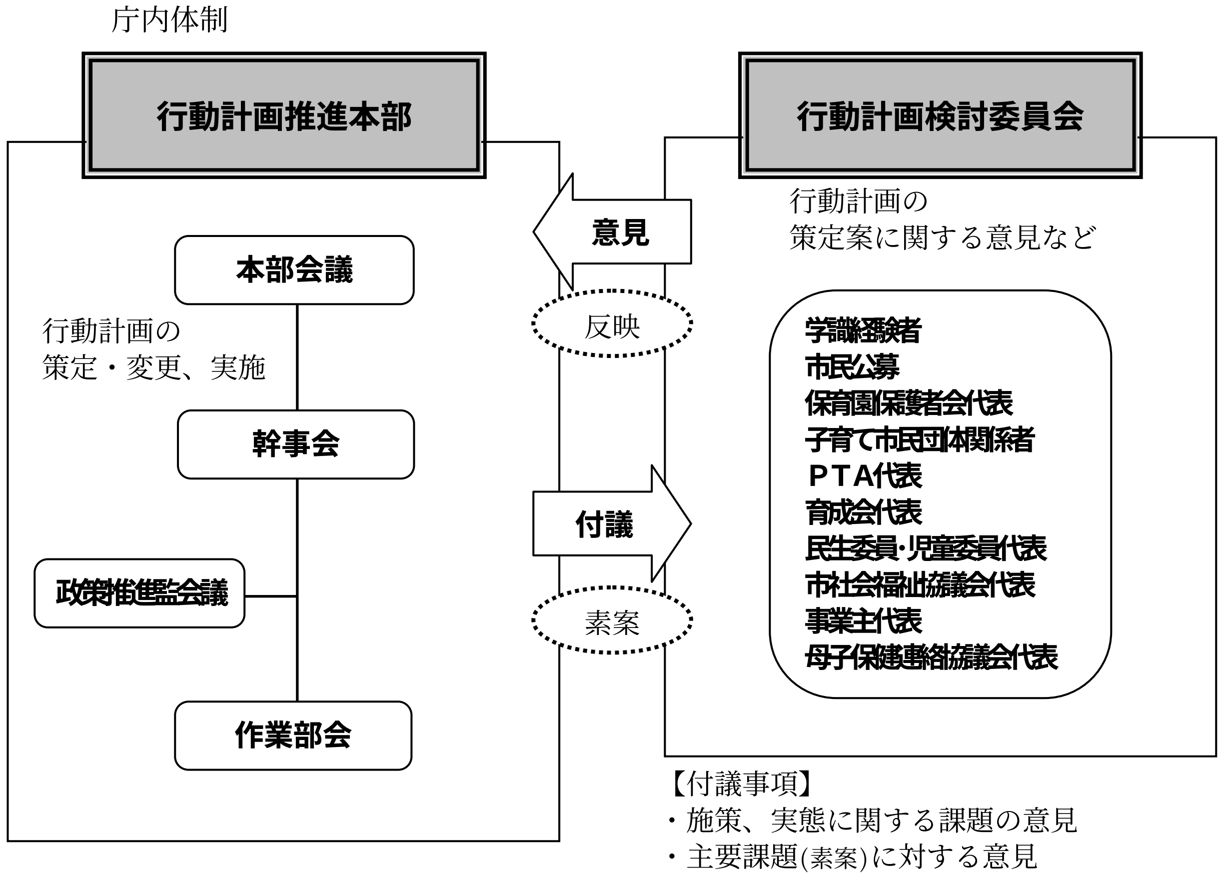

【付議事項】
・施策、実態に関する課題の意見
・主要課題(素案)に対する意見
・計画骨子(素案)に対する意見
・サービス目標値(素案)に対する意見
・施策の取り組み方針(素案)に対する意見
・計画書(素案)に対する意見　など